

## 阪神水道企業団総合評価審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が条件付き一般競争入札により発注する工事（工事に付随する維持管理業務委託を含む。）及び計画調査委託に関し、価格と入札参加者の技術的能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による入札執行について審議及び意見聴取するために、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議及び意見聴取する。

- (1) 総合評価方式によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の決定に関すること。
- (3) 技術提案及び設計図書による施工計画の採否に関すること。
- (4) 技術資料の評価及び審査並びに技術評価点の決定に関すること。
- (5) 総合評価方式による落札者の決定に関すること。
- (6) 不服の申立てに関する事項に関すること。
- (7) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、会長、副会長及び会長に指名された委員2人以上で組織する。

- 2 会長は、副企業長とする。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 委員は、企業団職員とする。

(委員長等の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会長が急施を要すると認めたときは、個別に審議又は意見聴取を行うことをもって、委員会の開催に代えることができる。
- 3 委員会は、審査に必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会長の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。